
プロジェクト リース

項目 第 498 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

聞かれた意見に対する検討（短期リース及び残価保証）

（短期リースのリース期間変更時の取扱いに関する意見）

2. 簡便的な取扱いの範囲内の論点であるため、原則と例外は設けなくて良いのではないか。また、文案について、より分かり易い形で、かつ、1 つの項にまとめて記載してはどうか。

（支払見込額の見積りが困難な場合の残価保証の取扱いに関する意見）

3. 残価保証に係る借手の支払見込額の見積りが、他の見積りよりも困難であるか疑問であり、見積りの困難性を理由に簡便的な取扱いを認めることに懸念がある。
4. 簡便法を設けるか否かは、関係者の意見を聞いた上で判断する必要があると考える。
5. 簡便的な取扱いを適用して残価保証額を用いた場合、使用权資産の計上額が、借手が支払う金額という使用权資産（借手のリース料）の定義から乖離するという理論的な懸念がある。
6. 借手は将来における原資産の処分価額を見積もった上でリース契約を締結していると理解しており、見積りに困難性があるとは考えられない。
7. IFRS 適用企業は IFRS 第 16 号に従って見積りを行っていると考えられるため、見積りの困難性が存在するのか疑問である。
8. 自社保有の固定資産の償却において見積りを行っているため、使用权資産のみ簡便的な取扱いを設ける理屈はないのではないか。
9. 簡便的な取扱いを設けず、本論点に係る議論を結論の背景に記載してはどうか。

リースに関する会計基準の適用指針（結論の背景）

（開発にあたっての基本的な方針に関する意見）

10. 「主要な定めの内容のみを取り入れる場合、企業は、当該内容に基づき、企業の経済実態を表す会計処理を行うことができることとなる。」は、詳細な定めがあると会計処理ができないとも読めるため、修正が必要と考える。
11. 「また、我が国の会計基準を適用するにあたって IFRS 第 16 号におけるガイダンスや解釈等を参照する実務上の負担が生じないこととなる。」は、むしろ詳細な定めがないことで、IFRS 第 16 号におけるガイダンス等を参照することになるのではないかと。以降の文章とのつながりを考えて削除してはどうか。

（借手のリース期間に関する意見）

12. 「例えば、1 つ以上の条件が満たされた場合にのみオプションが行使できる場合や当該条件が存在することとなる確率等が含まれる。」は、解釈することが難しいため、内容を明確にして読みやすくできないか。

（指数又はレートに応じて決まる変動リース料に関する意見）

「IFRS 第 16 号においては、リース負債を計上するにあたり、指数又はレートに応じて決まる変動リース料について参照する指数又はレートの将来の変動を見積るべきであるとする考え方があるものの、参照する指数又はレートの将来の変動を見積るためには、すべての企業において容易に利用可能ではない可能性があるマクロ経済情報が必要となる場合があり、見積りに必要な情報を入手するためのコストが正当化されない可能性があるとして、参照する指数又はレートがリース開始日以降にリース期間にわたり変動しないとみなしてリース負債を測定する定めが置かれたとされている。」は、一文が長くて読みづらいため、どこかで切って一文を短くしてはどうか。

コメントの募集及び本公開草案の概要

（全般的な意見）

13. 質問項目数が多く、コメントすることのハードルが高くなっていないか懸念がある。説明内容は減らさずに質問項目を集約することはできないか（リースの定義とリースの識別、重要性に関する定め等）。

14. コメントする立場として見た場合、質問を細かくすることでコメントしやすいと考える。

(リースの識別に関する意見)

15. リースの識別は重要な論点であり、サービスとの関係など結論を簡単に記載してはどうか。また、フローチャートを参照する形にしてはどうか。

(貸手のオペレーティング・リースに関する意見)

16. フリーレントなどの記載を含めて、貸手のオペレーティング・リースの論点を明確にしてはどうか。

以 上